

利用するまでの流れ ① (申請～認定)

介護(介護予防)サービスを利用するためには、市に申請して調査・審査会により「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

①相談

市の窓口または地域包括支援センターへご相談ください。

長寿介護課

Tel0548-23-0076

地域包括支援センター

→63 ページ

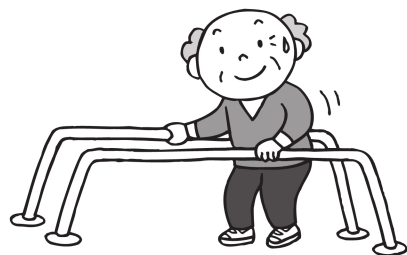
1人で生活するのが
難しくなってきた…
家族の介護が
大変になってきた…



例：介護サービスを受けたい
福祉用具を借りたい
家の改修をしたい
施設に入ること検討など



例：介護予防をしたいなど



②心身の状態を調査

要介護認定を申請

1. 市の窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。
→14 ページ

2. 介護認定審査会が開かれます。
訪問調査と**主治医の意見書**をもとに、保険、医療、福祉の専門家が審査をします。



3. 原則 30 日以内に結果を通知します。
結果が届いたら担当ケアマネジャーに連絡しましょう
→16 ページ

基本チェックリスト

現在の心身の状態をお聞きます。



非該当

該当

③認定を受ける

要介護 1～5



要支援 1・2



認定結果には有効期間があります。

有効期間は介護保険被保険者証をご確認ください。
有効期間満了前に更新申請書を郵送しますので、引き続きサービス利用を希望される場合は更新申請をお願いします。

事業対象者

介護予防や支援が必要な人

④サービス利用

ケアマネージャを決めた後、
介護サービスを利用ができます。
→16 ページ

介護サービス を利用できます。

ケアマネージャについて →18 ページ
利用できるサービス
→30～56 ページ

介護予防サービス を利用できます。

ケアマネージャについて →19 ページ
利用できるサービス
→30～51 ページ

介護予防・生活支援 事業を利用できます。

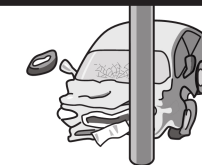
→64～67 ページ

一般介護予防事業 を利用できます。

→68 ページ

第三者行為(交通事故等)で介護サービスを利用する時は市へ届出が必要です。

交通事故等により要介護などの状態になった場合や、状態が悪化した場合は介護保険担当窓口へ届出をお願いします。



利用するまでの流れ ② (認定～サービス開始)

事業
対象者

①地域包括支援センターへ連絡 63 ページ

職員が本人や家族と話し合い、
生活の様子を確認します。

②長寿介護課窓口へ相談



ケアマネジャー(介護支援専門員)とは…

利用者に適したサービスの選定やケアプランの作成および施設選びなどを行ってくれる、幅広い介護知識をもった専門家で、ケアマネジャーは、居宅介護支援事業者に所属しています。
なおケアプランは、自分で作成することもできます。
※居宅介護支援事業者へのケアプランの作成依頼および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)
※小規模多機能型居宅介護の利用を希望される場合、ケアマネジャーが変わります。



ケアプランにもとづいて
サービスを利用します。

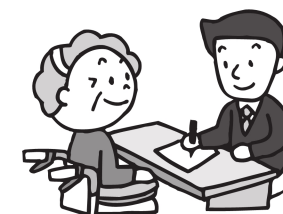
介護予防・ 生活支援 サービス事業

→64～67 ページ



介護予防ケアマネジメント (ケアプラン)作成

サービスの種類や回数を
決定し、ケアプランを作
成します。



介護予防プランの作成

1. 担当者が自宅を訪問して、
本人の心身や生活の状態を
調査します。
2. 調査結果をもとに今後の目
標や支援内容をケアプラン
の原案にまとめます。
3. 原案をもとに利用者・家
族・地域包括支援センター
の担当でサービス担当
者会議を行い、利用者ま
たは家族の同意を得て、
ケアプランを作成します。

介護予防 サービス

→30～51 ページ



ケアプランの作成

1. ケアマネジャーが本人や家族の要望、心身の状態
を把握してケアプランの原案をまとめます。
2. 原案をもとにケアマネジャーが利用者・家族・
サービス提供事業所とサービス担当会議を行い、ケ
アプランを作成します。

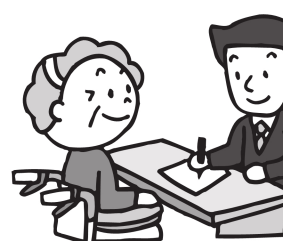
在宅サービス

→30～51 ページ



ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが
利用者に適したケアプラン
を作成します。



在宅サービス (居住系)または 施設サービス

→施設サービス 52 ページ～
→居宅系サービス 45,56 ページ



事業
対象者

要支援
1・2

介護予防ケアプラン作成の依頼

地域包括支援センター
(63 ページ)
または居宅介護支援事業
所(18 ページ)へ連絡しま
しょう。



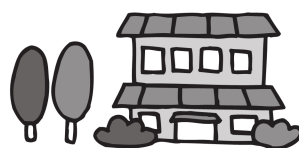
自宅で
サービスを
使いたい



ケアプラン作成の依頼

居宅介護支援事業所を
18 ページから選び連絡します。
連絡を受けて担当ケアマネジャー
が決まります。

介護保険
施設へ
入所したい



介護保険施設と契約

入所前に見学したり、サービス内容や
利用証について検討したうえで希望
する施設を選び、直接申込みます。



要介護
1～5